

東京都公報

発行
東京都

目次

45

規程（交）

○東京都交通局企業職員の退職手当に関する規程の一部を改正する規程……………一

規程（水）

○東京都水道局職員の退職手当に関する規程の一部を改正する規程……………六

規程（下水）

○東京都下水道局企業職員の退職手当に関する規程の一部を改正する規程……………二

規程（交）

●交通局規程第二十六号

東京都交通局企業職員の退職手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年三月三十一日

東京都交通局長 内 藤 淳

東京都交通局企業職員の退職手当に関する規程の一部を改正する規程

東京都交通局企業職員の退職手当に関する規程（昭和三十一年交通局規程第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第四条の七」を「第四条の八」に改める。

第四条第一項中「含む」の下に「。第四条の三第一項において同じ」を、「給料月額」の下に「（休職、停職、休業、減給、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成

三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）第十条第一項に規定する育児短時間勤務（同法第十七条の規定による短時間勤務を含む。）その他の理由によりその給料の一部又は全部を支給されない職員については、当該理由がないと仮定した場合においてその者が受けるべき給料月額。以下同じ。）を加え、同条第二項中「その者の退職の日における」を「退職の日におけるその者の」に改める。

第四条の二中「第四条の六」を「第四条の七」に改める。

第四条の三を次のように改める。

（給料月額の減額改定等以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例）

第四条の三 退職した者の基礎在職期間（第五条の二第二項に規定する基礎在職期間をいう。）のうち第四条の九で定める期間中に、給料月額の減額改定（給料月額の改定をする条例等が制定された場合において、当該条例等による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。）その他第四条の十で定める事由以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「減額日」という。）の前日におけるその者の給料月額（当該減額日以後に給料月額の改定をする条例等が制定された場合にあつては、当該改定後の給料月額に相当する第四条の十一で定める額とする。ただし、その額が減額日の前日におけるその者の給料月額を超える場合は、この限りでない。）のうち最も多いもの（以下「特定減額前給料月額」という。）が退職の日におけるその者の給料月額よりも多いときは、その者に対して支給する退職手当の基本額は、第四条の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。

一 その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、第四条第一項の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

二 退職の日におけるその者の給料月額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

イ その者に対する退職手当の基本額が第四条第一項の規定により計算した額であ

るものとした場合における当該退職手当の基本額の退職の日におけるその者の給料月額に対する割合

ロ 前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合

2 前項の規定により計算した金額が、次の各号に掲げる同項第二号ロに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超える場合は、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をもつてその者に対して支給する退職手当の基本額とする。

一 四十三以上 特定減額前給料月額に四十三を乗じて得た額

二 四十三未満 特定減額前給料月額に前項第二号ロに掲げる割合を乗じて得た額及び退職の日におけるその者の給料月額に四十三から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

第四条の六を削り、第四条の五を第四条の六とし、第四条の四を第四条の五とし、第四条の三の次に次の一条を加える。

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第四条の四 第三条第二項第一号の規定に該当する者(局長が別に定める要件に該当する者で、傷病により退職した者、通勤による災害により退職した者及び死亡により退職した者を除く。)のうち、定年に達する日の属する会計年度の初日前に退職した者であつて、その勤続期間(第九条の二第一項から第七項までの規定により計算した在职期間をいう。次条第二項(同項の表を除く。)において同じ。)が二十五年以上であり、かつ、退職の日の属する会計年度の末日の年齢がその者に係る定年から十年を減じた年齢以上であるものに対する第四条及び前条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四条第一項 以下同じ。

以下同じ。)及び退職の日におけるその者の給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二(東京都交通局企業職員の給料等に関する規程(昭和三十三年交通局規程第十四号。以下「給料規程」という。)別表第七の給料表の適用を受ける者については、百分の一)を乗じて得

<p>第四条第二項</p> <p>前項</p> <p>の給料月額</p>	<p>た額の合計額</p> <p>第四条の四の規定により読み替えて適用する前項の給料月額及び退職の日におけるその者の給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二(給料規程別表第七の給料表の適用を受ける者については、百分の一)を乗じて得た額の合計額</p>
<p>当該給料月額</p>	<p>当該退職の日におけるその者の給料月額及び退職の日におけるその者の給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二(給料規程別表第七の給料表の適用を受ける者については、百分の一)を乗じて得た額の合計額</p>
<p>第四条の三第一項</p> <p>及び特定減額前給料月額</p>	<p>並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二(特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日において、給料規程別表第七の給料表の適用を受ける者及び他の東京都の条例等によりこれに相当する給料を受ける者については、百分の一)を乗じて得た額の合計額</p>
<p>第四条第一項</p> <p>給料月額に、</p>	<p>次条の規定により読み替えて適用する同条第一項の給料月額及び退職の日におけるその者の給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二(特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日において、給料規程別表第七の給料表の適用を受ける者及び他の東京都の条例等によりこれに相当する給料を受ける者については、百分の一)を乗じて得た額の合計額</p>
<p>第四条の三第一項第二号ロ</p> <p>前号に掲げる額</p>	<p>その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日</p>

<p>第四條の三第二項</p>	<p>前項の</p>	<p>までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、同条第一項の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額</p>
<p>第四條の三第二項第一号</p>	<p>特定減額前給料月額</p>	<p>特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二（特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日において、給料規程別表第七の給料表の適用を受ける者及び他の東京都の条例等によりこれに相当する給料を受ける者については、百分の一）を乗じて得た額の合計額</p>
<p>第四條の三第二項第二号</p>	<p>特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二（特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日において、給料規程別表第七の給料表の適用を受ける者及び他の東京都の条例等によりこれに相当する給料を受ける者については、百分の一）を乗じて得た額の合計額</p>	<p>並びに退職の日におけるその者の給料月額及び退職の日におけるその者の給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二（特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日において、給料規程別表第七の給料表の適用を受ける者及び他の東京都の条例等によりこれに相当する給料を受ける者については、百分の一）を乗じて得た額の合計額</p>

第四條の七中「同條の規定」を「同條から前條までの規定」に改め、同條を第四條の八とし、第四條の六の次に次の一條を加える。

（公務上の理由等により退職する者に対する退職手当の基本額に係る特例）

第四條の七 第三條第二項第一号に規定する通勤による災害により退職した者又は死亡により退職した者（通勤による災害により死亡した者に限る。）及び同項第二号の規

<p>第四條第一項</p>	<p>以下同じ。）</p>	<p>以下同じ。）及び退職の日におけるその者の給料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額</p>
<p>第四條第二項</p>	<p>前項</p>	<p>第四條の七第一項の規定により読み替えて適用する前項</p>
<p>第四條の三第一項</p>	<p>の給料月額</p>	<p>の給料月額及び退職の日におけるその者の給料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額</p>
<p>第四條の三第一項</p>	<p>当該給料月額</p>	<p>当該退職の日におけるその者の給料月額及び退職の日におけるその者の給料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額</p>
<p>第四條の三第一項</p>	<p>第四條の規定</p>	<p>第四條の七第一項の規定により読み替えて適用する第四條の規定</p>
<p>第四條の三第一項</p>	<p>及び特定減額前給料月額</p>	<p>並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額</p>
<p>第四條の三第一項</p>	<p>第四條第一項</p>	<p>第四條の七第一項の規定により読み替えて適用する第四條第一項</p>
<p>第四條の三第一項</p>	<p>給料月額に、</p>	<p>給料月額及び退職の日におけるその者の給料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額に、</p>
<p>第四條の三第一項</p>	<p>前号に掲げる額</p>	<p>その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、第四條第一項の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額</p>
<p>第四條の三第二項</p>	<p>前項の</p>	<p>第四條の七第一項の規定により読み替えて適用する前項の</p>
<p>第四條の三第二項</p>	<p>特定減額前給料月額</p>	<p>特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額</p>
<p>第四條の三第二項</p>	<p>特定減額前給料月額</p>	<p>特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額</p>
<p>第四條の三第二項</p>	<p>特定減額前給料月額</p>	<p>特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額</p>

定に該当する者（これらの者のうち次項に該当する者を除く。）に対する第四條及び第四條の三の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

及び退職の日並びに退職の日におけるその者の給料月額及び退職の日におけるその者の給料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額

2 第三条第二項第一号に規定する通勤による災害により退職した者又は死亡により退職した者(通勤による災害により死亡した者に限る。)及び同項第二号の規定に該当する者のうち、定年に達する日の属する会計年度の初日前に退職したものであつて、その勤続期間が二十五年以上であり、かつ、退職の日の属する会計年度の末日の年齢がその者に係る定年から十年を減じた年齢以上であるものに対する第四条及び第四条の三の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四条第二項	以下同じ。)	以下同じ。)、退職の日におけるその者の給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二(給料規程別表第七の給料表の適用を受ける者については、百分の一)を乗じて得た額及び退職の日におけるその者の給料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額
前項	第四条の七第二項の規定により読み替えて適用する前項	第四条の七第二項の規定により読み替えて適用する前項
の給料月額		の給料月額、退職の日におけるその者の給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二(給料規程別表第七の給料表の適用を受ける者については、百分の一)を乗じて得た額及び退職の日におけるその者の給料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額
当該給料月額		当該退職の日におけるその者の給料月額、退職の日におけるその者の給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二(給料規程別表第七の給料表の適用を受ける者については、百分の一)を乗じて得た額及び退職の日におけるその者の給料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額

第四条の三第一項 及び特定減額前給料月額

並びに特定減額前給料月額、特定減額前給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二(特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日において、給料規程別表第七の給料表の適用を受ける者及び他の東京都の条例等によりこれに相当する給料を受ける者については、百分の一)を乗じて得た額及び特定減額前給料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額

第四条の三第一項第二号	給料月額に、	給料月額、退職の日におけるその者の給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二(特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日において、給料規程別表第七の給料表の適用を受ける者及び他の東京都の条例等によりこれに相当する給料を受ける者については、百分の一)を乗じて得た額及び退職の日におけるその者の給料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額に、
前号に掲げる額		その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、第四条第一項の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
前項の		第四条の七第二項の規定により読み替えて適用する前項の
特定減額前給料月額		特定減額前給料月額、特定減額前給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二(特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日において、給料規程別表第七の給料表の適用を受ける者及び他の東京都の条例等により

<p>第四条の三第二項第二号</p>	<p>特定減額前給料月額</p>	<p>特定減額前給料月額、特定減額前給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二（特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日において、給料規程別表第七の給料表の適用を受ける者及び他の東京都の条例等によりこれに相当する給料を受ける者については、百分の一）を乗じて得た額及び特定減額前給料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額</p>	<p>これに相当する給料を受ける者については、百分の一）を乗じて得た額及び特定減額前給料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額</p>
<p>及び退職の日におけるその者の給料月額</p>	<p>並びに退職の日におけるその者の給料月額、退職の日におけるその者の給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二（特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日において、給料規程別表第七の給料表の適用を受ける者及び他の東京都の条例等によりこれに相当する給料を受ける者については、百分の一）を乗じて得た額及び退職の日におけるその者の給料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額</p>	<p>第四条の八の次に次の四条を加える。</p>	<p>（第四条の三第一項に規定する期間）</p> <p>第四条の九 第四条の三第一項に規定する第四条の九で定める期間とは、退職した者に係る第五条の二第二項第一号に規定する在職期間（退職手当条例の適用を受ける職員としての在職期間並びに東京都水道局企業職員及び東京都下水道局企業職員としての在職期間に限る。）のうち、当該退職した者の年齢が五十五歳に達した日の属する会計年度の翌会計年度の初日からその者の退職の日までの期間とする。</p> <p>（第四条の三第一項に規定する事由）</p> <p>第四条の十 第四条の三第一項に規定する第四条の十で定める事由は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 地方公務員法第二十八条第一項第一号から第三号までの規定に基づく降任の処分</p>

を受けたこと。

二 職員の分限に関する条例（昭和二十六年東京都条例第八十五号）第二条第二項の規定に基づく降任の処分を受けること。

三 昇給に関する基準（平成十八年三月三十一日付十七交職第千三百三十四号）に基づく隔遠地勤務を事由とした昇給の号給数の加算（これに準ずる隔遠地勤務を事由とした昇給の号給数の加算を含む。）を受けている場合において、当該加算が終了したこと。

（第四条の三第一項に規定する額）

第四条の十一 第四条の三第一項に規定する第四条の十一で定める額は、給料月額の改定をする規程の制定以外の事由による給料月額の増額又は減額がないものと仮定した場合における、当該給料月額の改定適用後の職員が現に退職した日におけるその者の給料月額に相当する額とする。

（退職手当条例の適用を受ける職員等であつた者に対する第四条の三の適用）

第四条の十二 特定減額前給料月額に係る減額日の前日において退職手当条例の適用を受ける職員であつた者に対する第四条の三（第四条の四及び第四条の七の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用においては、これらの退職手当の計算の基礎となる給料月額は、調整額を除いた額とする。

第五条の二第三項中「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）」を「育児休業法」に改める。

第六条第一項中「同項」を「同条」に改める。

第二十三条の四第二項中「第四条の七」を「第四条の八」に改める。

付則第八条第二項及び第三項中「第四条の三」を「第四条の四」に改める。

附則

（施行期日等）

1 この規程は、公布の日から施行する。

2 この規程による改正後の東京都交通局企業職員の退職手当に関する規程の規定は、令和三年三月三十一日以後に退職した者に係る退職手当について適用し、同日前に退職した者に係る退職手当については、なお従前の例による。

規程(水)

●東京都水道局管理規程第十四号

東京都水道局職員の退職手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年三月三十一日

東京都水道局長 浜 佳葉子

東京都水道局職員の退職手当に関する規程の一部を改正する規程

東京都水道局職員の退職手当に関する規程(昭和三十五年東京都水道局管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第五条の七」を「第五条の八」に改める。

第五条第一項中「者を含む」の下に「。第五条の三第一項において同じ」を加え、

「退職の日において、」を削り、同条第二項中「その者の退職の日における」を「退職の日におけるその者の」に改める。

第五条の二中「第五条の六」を「第五条の七」に改める。

第五条の三を次のように改める。

(給料月額額の減額改定等以外の理由により給料月額額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第五条の三 退職した者の基礎在職期間(第六条の二第二項に規定する基礎在職期間をいう。)のうち第五条の九で定める期間中に、給料月額額の減額改定(給料月額額の改定をする条例等が制定された場合において、当該条例等による改定により当該改定前を受けていた給料月額額が減額されることをいう。)その他第五条の十で定める事由以外の理由によりその者の給料月額額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日(以下「減額日」という。)の前日におけるその者の給料月額額(当該減額日以後に給料月額額の改定をする条例等が制定された場合にあつては、当該改定後の給料月額に相当する第五条の十一で定める額とする。ただし、その額が減額日の前日におけるその者の給料月額額を超える場合は、この限りでない。)のうち最も多いもの(以下「特定減額前給料月額」という。)が退職の日におけるその者の給料月額よりも多いときは、その者に対して支給する退職手当の基本額は、第五条の規定にかかわらず、

次に掲げる額の合計額とする。

一 その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、第五条第一項の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

二 退職の日におけるその者の給料月額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

イ その者に対する退職手当の基本額が第五条第一項の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職の日におけるその者の給料月額に対する割合

ロ 前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合

2 前項の規定により計算した金額が、次の各号に掲げる同項第二号ロに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超える場合は、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をもつてその者に対して支給する退職手当の基本額とする。

一 四十三以上 特定減額前給料月額に四十三を乗じて得た額

二 四十三未満 特定減額前給料月額に前項第二号ロに掲げる割合を乗じて得た額及び退職の日におけるその者の給料月額に四十三から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

第五条の六を削り、第五条の五を第五条の六とし、第五条の四を第五条の五とし、第五条の三の次に次の一条を加える。

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第五条の四 第四条第二項第一号に掲げる者(局長が別に定める傷病により退職した者、通勤による災害により退職した者及び死亡により退職した者を除く。)のうち、定年に達する日の属する会計年度の初日前に退職した者であつて、その勤続期間(この条において「勤続期間」とは、第八条第一項から第七項までの規定により計算した在职期間をいう。第五条の七第二項(同項の表を除く。)において同じ。)が二十五年以上であり、かつ、退職の日の属する会計年度の末日の年齢がその者に係る定年から十年を減じた年齢以上であるものに対する第五条及び前条の規定の適用については、次

の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第五条第一項</p>	<p>以下同じ。）</p>	<p>以下同じ。）及び退職の日におけるその者の給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二（東京都水道局職員の給与に関する規程（昭和三十四年東京都水道局管理規程第十二号）第八条の二に規定する指定職員については、百分の一）を乗じて得た額の合計額</p>
<p>第五条第二項</p>	<p>前項 の給料月額</p>	<p>第五条の四の規定により読み替えて適用する前項 の給料月額及び退職の日におけるその者の給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二（東京都水道局職員の給与に関する規程第八条の二に規定する指定職員については、百分の一）を乗じて得た額の合計額</p>
<p>第五条の三第一項</p>	<p>第五条の 及び特定減額前給料月額</p>	<p>当該給料月額 当該退職の日におけるその者の給料月額及び退職の日におけるその者の給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二（東京都水道局職員の給与に関する規程第八条の二に規定する指定職員については、百分の一）を乗じて得た額の合計額</p>
<p>第五条の三第一項</p>	<p>及び特定減額前給料月額</p>	<p>第五条の四の規定により読み替えて適用する第五条の 並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二（特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日において、東京都水道局職員の給与に関する規程第八条の二に規定する指定職員及び他の東京都の条例等によりこれに相当する給料を受ける</p>

<p>第五条の三第一項</p>	<p>者については、百分の一）を乗じて得た額の合計額</p>
<p>給料月額に、</p>	<p>第五条の四の規定により読み替えて適用する第五条第一項</p>
<p>前号に掲げる額</p>	<p>その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、第五条第一項の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額</p>
<p>前項の</p>	<p>第五条の四の規定により読み替えて適用する前項の</p>
<p>特定減額前給料月額</p>	<p>特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二（特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日において、東京都水道局職員の給与に関する規程第八条の二に規定する指定職員及び他の東京都の条例等によりこれに相当する給料を受ける者については、百分の一）を乗じて得た額の合計額</p>
<p>特定減額前給料月額</p>	<p>特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二（特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日において、職</p>
<p>特定減額前給料月額</p>	<p>特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二（特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日において、職</p>

	<p>員の給与に関する条例に規定する指定職給料表の適用を受ける者及び他の東京都の条例等によりこれに相当する給料を受ける者については、百分の一)を乗じて得た額の合計額</p> <p>並びに退職の日におけるその者の給料月額及び退職の日におけるその者の給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二(特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日において、東京都水道局職員の給与に関する規程第八条の二に規定する指定職員及び他の東京都の条例等によりこれに相当する給料を受ける者については、百分の一)を乗じて得た額の合計額</p>
<p>第五条の七中「この条において」を削り、「第五条の規定」及び「同条の規定」を「第五条、第五条の三、第五条の四及び前条の規定」に、「同条の勤続期間」を「第五条の勤続期間」に改め、同条を第五条の八とし、第五条の六の次に次の一条を加える。</p> <p>(公務上の理由等により退職する者に対する退職手当の基本額に係る特例)</p> <p>第五条の七 第四条第二項第一号に規定する通勤による災害により退職した者又は死亡により退職した者(通勤による災害により死亡した者に限る。)及び同項第二号の規定に該当する者(これらの者のうち次項に該当するものを除く。)に対する第五条及び第五条の三の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<p>第五条第一項 以下同じ。)</p> <p>第五条第二項 前項</p> <p>の給料月額</p> <p>当該給料月額</p> <p>以下同じ。)及び退職の日におけるその者の給料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額</p> <p>第五条の七第一項の規定により読み替えて適用する前項</p> <p>の給料月額及び退職の日におけるその者の給料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額</p> <p>当該退職の日におけるその者の給料月額及び退職の日におけるその者の給料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額</p>

<p>第五条の三第一項</p> <p>第五条の三第一項第一号</p> <p>第五条の三第一項第二号</p> <p>第五条の三第一項第三号</p> <p>前項の</p> <p>特定減額前給料月額</p> <p>特定減額前給料月額</p> <p>特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額</p> <p>及び退職の日におけるその者の給料月額</p>	<p>第五条の七第一項の規定により読み替えて適用する第五条の</p> <p>並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額</p> <p>第五条の七第一項の規定により読み替えて適用する第五条第一項</p> <p>給料月額及び退職の日におけるその者の給料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額に、</p> <p>その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、第五条第一項の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額</p> <p>第五条の七第一項の規定により読み替えて適用する前項の</p> <p>特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額</p> <p>特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額</p> <p>並びに退職の日におけるその者の給料月額及び退職の日におけるその者の給料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額</p>
---	---

2 第四条第二項第一号に規定する通勤による災害により退職した者又は死亡により退職した者(通勤による災害により死亡した者に限る。)及び同項第二号の規定に該当する者のうち、定年に達する日の属する会計年度の初日前に退職したものであつて、その勤続期間が二十五年以上であり、かつ、退職の日の属する会計年度の末日の年齢がその者に係る定年から十年を減じた年齢以上であるものに対する第五条及び第五条の三の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第五条第一項 以下同じ。</p>	<p>第五条第二項 前項</p>	<p>の給料月額</p>	<p>当該給料月額</p>	<p>第五条の三第 一項 及び特定減額前給料 月額</p>
<p>以下同じ。)、退職の日におけるその者の給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二(東京都水道局職員の場合)に規定する規程第八条の二に規定する指定職員については、百分の一)を乗じて得た額及び退職の日におけるその者の給料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額</p>	<p>第五条の七第二項の規定により読み替えて適用する前項</p>	<p>の給料月額、退職の日におけるその者の給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二(東京都水道局職員の場合)に規定する規程第八条の二に規定する指定職員については、百分の一)を乗じて得た額及び退職の日におけるその者の給料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額</p>	<p>当該退職の日におけるその者の給料月額、退職の日におけるその者の給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二(東京都水道局職員の場合)に規定する規程第八条の二に規定する指定職員及び他の東京都の条例等によりこれに相当する給料を受ける者については、百分の一)を乗じて得た額及び退職の日におけるその者の給料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額</p>	<p>第五条の七第二項の規定により読み替えて適用する第五条の 並びに特定減額前給料月額、特定減額前給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二(特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日において、東京都水道局職員の給与に関する規程第八条の二に規定する指定職員及び他の東京都の条</p>

<p>第五条の三第 一項第二号</p>	<p>給料月額に、</p>	<p>前号に掲げる額</p>	<p>第五条の三第 一項第二号口</p>	<p>第五条の三第 二項 特定減額前給料月額</p>	<p>特定減額前給料月額、特定減額前給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二(特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日において、東京都水道局職員の給与に関する規程第八条の二に規定する指定職員及び他の東京都の条例等によりこれに相当する給料を受ける者については、百分の一)を乗じて得た額及び特定減額前給料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額</p>
<p>例等によりこれに相当する給料を受ける者については、百分の一)を乗じて得た額及び特定減額前給料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額</p>	<p>第五条の七第二項の規定により読み替えて適用する第五条第一項</p>	<p>その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、第五条第一項の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額</p>	<p>第五条の七第二項の規定により読み替えて適用する前項の</p>	<p>特定減額前給料月額、特定減額前給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二(特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日において、東京都水道局職員の給与に関する規程第八条の二に規定する指定職員及び他の東京都の条例等によりこれに相当する給料を受ける者については、百分の一)を乗じて得た額及び特定減額前給料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額</p>	<p>特定減額前給料月額、特定減額前給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二(特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日において、東京都水道局職員の給与に関する規程第八条の二に規定する指定職員及び他の東京都の条例等によりこれに相当する給料を受ける者については、百分の一)を乗じて得た額及び特定減額前給料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額</p>

第五条の三第二項第二号 特定減額前給料月額

特定減額前給料月額、特定減額前給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二(特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日において、東京都水道局職員の給与に関する規程第八条の二に規定する指定職員及び他の東京都の条例等によりこれに相当する給料を受ける者については、百分の一)を乗じて得た額及び特定減額前給料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額

及び退職の日におけるその者の給料月額

並びに退職の日におけるその者の給料月額、退職の日におけるその者の給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二(特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日において、東京都水道局職員の給与に関する規程第八条の二に規定する指定職員及び他の東京都の条例等によりこれに相当する給料を受ける者については、百分の一)を乗じて得た額及び退職の日におけるその者の給料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額

第五条の八の次に次の四条を加える。

(第五条の三第一項に規定する期間)

第五条の九 第五条の三第一項に規定する第五条の九で定める期間は、退職した者に係る第六条の二第二項第一号に規定する在職期間及び同項第二号に規定する在職期間

(退職手当条例の適用を受ける職員、東京都交通局職員、東京都下水道局職員(以下「退職手当条例の適用を受ける職員等」という。))としての在職期間に限る。)のうち、当該退職した者の年齢が五十五歳に達した日の属する会計年度の翌会計年度の初日からその者の退職の日までの期間とする。

(第五条の三第一項に規定する事由)

第五条の十 第五条の三第一項に規定する第五条の十で定める事由は、次に掲げるものとする。

一 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条第一項第一号から第三号までの規定に基づく降任の処分を受けたこと。

二 職員の分限に関する条例(昭和二十六年東京都条例第八十五号)第二条第二項の規定に基づく降給の処分を受けたこと。

三 昇給に関する基準(平成十八年三月三十一日付十七水職人第十三十五号)に基づく隔遠地勤務を事由とした昇給の号給数の加算(これに準ずる隔遠地勤務を事由とした昇給の号給数の加算を含む。)を受けている場合において、当該加算が終了したこと。

(第五条の三第一項に規定する額)

第五条の十一 第五条の三第一項に規定する第五条の十一で定める額は、給料月額の改定をする条例等の制定以外の事由による給料月額の増額又は減額がないものと仮定した場合における、当該給料月額の改定適用後の職員が現に退職した日におけるその者の給料月額に相当する額とする。

(退職手当条例の適用を受ける職員等であつた者に対する第五条の三の適用)

第五条の十二 特定減額前給料月額に係る減額日の前日において退職手当条例の適用を受ける職員であつた者に対する第五条の三(第五条の四及び第五条の七の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用においては、これらの退職手当の計算の基礎となる給料月額は、調整額を除いた額とする。

第七条第一項中「同項」を「同条」に改める。

第十六条の四第二項中「第五条の七」を「第五条の八」に改める。

附則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程による改正後の東京都水道局職員の退職手当に関する規程の規定は、令和三年三月三十一日以後に退職した者に係る退職手当について適用し、同日前に退職した者に係る退職手当については、なお従前の例による。

規程(下水)

●東京都下水道局管理規程第二十二号

東京都下水道局企業職員の退職手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年三月三十一日

東京都下水道局長 和賀井 克 夫

東京都下水道局企業職員の退職手当に関する規程の一部を改正する規程

東京都下水道局企業職員の退職手当に関する規程(昭和三十七年東京都下水道局管理規程第十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第五条の七」を「第五条の八」に改める。

第五条第一項中「者を含む」の下に「。第五条の三第一項において同じ」を加え、「退職の日において」を削り、同条第二項中「その者の退職の日における」を「退職の日におけるその者の」に改める。

第五条の二中「第五条の六」を「第五条の七」に改める。

第五条の三を次のように改める。

(給料月額額の減額改定等以外の理由により給料月額額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第五条の三 退職した者の基礎在職期間(第六条の二第二項に規定する基礎在職期間をいう。)のうち第五条の九で定める期間中に、給料月額額の減額改定(給料月額額の改定をする条例等が制定された場合において、当該条例等による改定により当該改定前に受けていた給料月額額が減額されることをいう。)その他第五条の十で定める事由以外の理由によりその者の給料月額額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日(以下「減額日」という。)の前日におけるその者の給料月額額(当該減額日以後に給料月額額の改定をする条例等が制定された場合にあつては、当該改定後の給料月額に相当する第五条の十一で定める額とする。ただし、その額が減額日の前日におけるその者の給料月額額を超える場合は、この限りでない。)のうち最も多いもの(以下「特定減額前給料月額」という。)が退職の日におけるその者の給料月額よりも多いときは、その者に対して支給する退職手当の基本額は、第五条の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。

一 その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、第五条第一項の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

二 退職の日におけるその者の給料月額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

イ その者に対する退職手当の基本額が第五条第一項の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職の日におけるその者の給料月額に対する割合

ロ 前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合

2 前項の規定により計算した金額が、次の各号に掲げる同項第二号ロに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超える場合は、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をもつてその者に対して支給する退職手当の基本額とする。

一 四十三以上 特定減額前給料月額に四十三を乗じて得た額

二 四十三未満 特定減額前給料月額に前項第二号ロに掲げる割合を乗じて得た額及び退職の日におけるその者の給料月額に四十三から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

第五条の六を削り、第五条の五を第五条の六とし、第五条の四を第五条の五とし、第五条の三の次に次の一条を加える。

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第五条の四 第四条第二項第一号の規定に該当する者(局長が別に定める傷病により退職した者、通勤による災害により退職した者及び死亡により退職した者を除く。)のうち、定年に達する日の属する会計年度の初日前に退職した者であつて、その勤続期間(第八条第一項から第七項までの規定により計算した在职期間をいう。第五条の七第二項(同項の表を除く。)において同じ。)が二十五年以上であり、かつ、退職の日の属する会計年度の末日の年齢がその者に係る定年から十年を減じた年齢以上であるものに対する第五条及び前条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第五条第一項</p>	<p>以下同じ。</p>	<p>第五条第二項</p>	<p>前項</p>	<p>第五条の三第 一項</p>	<p>第五条の 及び特定減額前給料 月額</p>	<p>第五条の三第 一項第一号</p>	<p>及び特定減額前給料 月額</p>
<p>以下同じ。)及び退職の日におけるその者の給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二(東京都下水道局企業職員の給与に関する規程(昭和三十七年東京都下水道局管理規程第十五号)第九条第四項の規定による局長の指定を受け、同項の規定により定められる給料の額を支給されている者については、百分の一)を乗じて得た額の合計額</p>		<p>第五条の四の規定により読み替えて適用する前項</p>		<p>当該退職の日におけるその者の給料月額及び退職の日におけるその者の給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二(東京都下水道局企業職員の給与に関する規程第九条第四項の規定による局長の指定を受け、同項の規定により定められる給料の額を支給されている者については、百分の一)を乗じて得た額の合計額</p>		<p>次条の規定により読み替えて適用する第五条の並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二(特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日において、東京都下水道局企業職員の給与に関する</p>	

<p>第五条の三第 一項第二号</p>	<p>給料月額に、 第五条第一項</p>	<p>第五条の三第 一項第二号口</p>	<p>前号に掲げる額</p>	<p>第五条の三第 二項</p>	<p>前項の</p>	<p>第五条の三第 二項第一号</p>	<p>特定減額前給料月額</p>
<p>規程第九条第四項の規定による局長の指定を受け、同項の規定により定められる給料の額を支給されている者及び他の東京都の条例等によりこれに相当する給料を受ける者については、百分の一)を乗じて得た額の合計額</p>		<p>次条の規定により読み替えて適用する第五条第一項</p>		<p>第五条の四の規定により読み替えて適用する前項の</p>		<p>特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二(特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日において、東京都下水道局企業職員の給与に関する規程第九条第四項の規定による局長の指定を受け、同項の規定により定められる給料の額を支給されている者及び他の東京都の条例等によりこれに相当する給料を受ける者については、百分の一)を乗じて得た額の合計額</p>	

<p>第五条の三第 二項第二号</p>	<p>特定減額前給料月額</p>	<p>特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二（特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日において、東京都下水道局企業職員の給与に関する規程第九條第四項の規定による局長の指定を受け、同項の規定により定められる給料の額を支給されている者及び他の東京都の条例等によりこれに相当する給料を受ける者については、百分の一）を乗じて得た額の合計額</p>
<p>及び退職の日におけるその者の給料月額</p>	<p>並びに退職の日におけるその者の給料月額及び退職の日におけるその者の給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二（特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日において、東京都下水道局企業職員の給与に関する規程第九條第四項の規定による局長の指定を受け、同項の規定により定められる給料の額を支給されている者及び他の東京都の条例等によりこれに相当する給料を受ける者については、百分の一）を乗じて得た額の合計額</p>	
<p>第五条の七中「この条において」を削り、「第五条の規定」及び「同条の規定」を「第五条、第五条の三、第五条の四及び前条の規定」に、「同条の勤続期間」を「第五条の七 第四條第二項第一号に規定する通勤による災害により退職した者又は死亡により退職した者（通勤による災害により死亡した者に限る。）及び同項第二号の規定に該当する者（これらの者のうち次項に該当する者を除く。）に対する第五条及び第五条の三の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<p>第五条第一項 以下同じ。）</p>	<p>以下同じ。）及び退職の日におけるその者の給料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額</p>
<p>第五条第二項 前項</p>		<p>第五条の七第一項の規定により読み替えて適</p>

2 第四條第二項第一号に規定する通勤による災害により退職した者又は死亡により退職した者（通勤による災害により死亡した者に限る。）及び同項第二号の規定に該当する者のうち、定年に達する日の属する会計年度の初日前に退職したものであつて、

<p>第五条の三第 一項</p>	<p>第五条の 第五條の 第一項</p>	<p>用する前項 の給料月額及び退職の日におけるその者の給料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額</p>
<p>第五条の三第 一項</p>	<p>当該給料月額</p>	<p>当該退職の日におけるその者の給料月額及び退職の日におけるその者の給料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額</p>
<p>第五条の三第 一項第一号</p>	<p>第五条の 第一項</p>	<p>第五条の七第一項の規定により読み替えて適用する第五条の</p>
<p>第五条の三第 一項第二号</p>	<p>及び特定減額前給料月額</p>	<p>並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額</p>
<p>第五条の三第 一項第二号口</p>	<p>前号に掲げる額</p>	<p>第五条の七第一項の規定により読み替えて適用する前項の</p>
<p>第五条の三第 二項第一号</p>	<p>特定減額前給料月額</p>	<p>特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額</p>
<p>第五条の三第 二項第二号</p>	<p>特定減額前給料月額</p>	<p>特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額</p>
<p>前項の</p>	<p>及び退職の日におけるその者の給料月額</p>	<p>並びに退職の日におけるその者の給料月額及び退職の日におけるその者の給料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額</p>

その勤続期間が二十五年以上であり、かつ、退職の日の属する会計年度の末日の年齢がその者に係る定年から十年を減じた年齢以上であるものに対する第五条及び第五条の三の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第五条第一項 以下同じ。)</p>	<p>以下同じ。)、退職の日におけるその者の給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二(東京都下水道局企業職員の給与に関する規程(昭和三十七年東京都下水道局管理規程第十五号)第九条第四項の規定による局長の指定を受け、同項の規定により定められる給料の額を支給されている者については、百分の一)を乗じて得た額及び退職の日におけるその者の給料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額</p>
<p>第五条第二項 前項 の給料月額</p>	<p>第五条の七第二項の規定により読み替えて適用する前項 の給料月額、退職の日におけるその者の給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二(東京都下水道局企業職員の給与に関する規程第九条第四項の規定による局長の指定を受け、同項の規定により定められる給料の額を支給されている者については、百分の一)を乗じて得た額及び退職の日におけるその者の給料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額</p>
<p>当該給料月額</p>	<p>当該退職の日におけるその者の給料月額、退職の日におけるその者の給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二(東京都下水道局企業職員の給与に関する規程第九条第四項の規定による局長の指定を受け、同項の規定により定められる給料の額を支給されている者については、百分の一)を乗じて得た額及び退職の日におけるその者の給料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額</p>

<p>第五条の三第一項</p>	<p>の者の給料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額</p>
<p>第五条の三第一項及び特定減額前給料月額</p>	<p>並びに特定減額前給料月額、特定減額前給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二(特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日において、東京都下水道局企業職員の給与に関する規程第九条第四項の規定による局長の指定を受け、同項の規定により定められる給料の額を支給されている者及び他の東京都の条例等によりこれに相当する給料を受ける者については、百分の一)を乗じて得た額及び特定減額前給料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額</p>
<p>第五条の三第一項</p>	<p>第五条の七第二項の規定により読み替えて適用する第五条第一項</p>
<p>第五条の三第一項第二号 給料月額に、</p>	<p>給料月額、退職の日におけるその者の給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二(特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日において、東京都下水道局企業職員の給与に関する規程第九条第四項の規定による局長の指定を受け、同項の規定により定められる給料の額を支給されている者及び他の東京都の条例等によりこれに相当する給料を受ける者については、百分の一)を乗じて得た額及び退職の日におけるその者の給料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額に、</p>
<p>第五条の三第一項第二号</p>	<p>前号に掲げる額</p>
<p>その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、第五条第一項の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額</p>	<p>その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、第五条第一項の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額</p>

<p>第五条の三第 二項 第五條の三第 二項第一号</p>	<p>前項の 特定減額前給料月額</p>	<p>及び退職の日におけるその者の給料月額</p>
<p>第五条の七第二項の規定により読み替えて適用する前項の</p>	<p>特定減額前給料月額、特定減額前給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二（特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日において、東京都下水道局企業職員の給与に関する規程第九条第四項の規定による局長の指定を受け、同項の規定により定められる給料の額を支給されている者及び他の東京都の条例等によりこれに相当する給料を受ける者については、百分の一）を乗じて得た額及び特定減額前給料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額</p>	<p>並びに退職の日におけるその者の給料月額、退職の日におけるその者の給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二（特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日において、東京都下水道局企業職員の給与に関する規程第九条第四項の規定による局長の指定を受け、同項の規定により定められる給料の額を支給されている者及び他の東京都の条例等によりこれに相当する給料を受ける者については、百分の一）を乗じて得た額及び特定減額前給料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額</p>

<p>の者の給料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額</p>	<p>第五条の八の次に次の四条を加える。 （第五条の三第一項に規定する期間） 第五条の九 第五条の三第一項の規定で定める期間は、第六条の二第二項第一号に規定する在職期間及び同項第二号に規定する在職期間（退職手当条例の適用を受ける職員、東京都交通局企業職員及び東京都下水道局企業職員（以下「退職手当条例の適用を受ける職員等」という。）としての在職期間に限る。）のうち、当該退職した者の年齢が五十五歳に達した日の属する会計年度の翌会計年度の初日からその者の退職の日までの期間とする。 （第五条の三第一項に規定する事由） 第五条の十 第五条の三第一項の規定で定める事由は、次に掲げるものとする。 一 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条第一項第一号から第三号までの規定に基づく降任の処分を受けたこと。 二 職員に限りに関する条例（昭和二十六年東京都条例第八十五号）第二条第二項の規定に基づく降給の処分を受けたこと。 三 昇給に関する基準（平成十八年三月三十一日付一七下職人第九百八十五号）に基づく隔遠地勤務を事由とした昇給の号給数の加算（これに準ずる隔遠地勤務を事由とした昇給の号給数の加算を含む。）を受けている場合において、当該加算が終了したこと。 （第五条の三第一項に規定する額） 第五条の十一 第五条の三第一項の規定で定める額とは、給料月額の改定をする条例等の制定以外の事由による給料月額の増額又は減額がないものと仮定した場合における、当該給料月額の改定適用後の職員が現に退職した日におけるその者の給料月額に相当する額とする。 （退職手当条例の適用を受ける職員等であつた者に対する第五条の三の適用） 第五条の十二 特定減額前給料月額に係る減額日の前日において退職手当条例の適用を受ける職員であつた者に対する第五条の三（第五条の四及び第五条の七の規定により</p>
--------------------------------	--

読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用においては、これらの退職手当の計算の基礎となる給料月額、調整額を除いた額とする。

第七条第一項中「同項」を「同条」に改める。

第十九条の四第二項中「第五条の七」を「第五条の八」に改める。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程による改正後の東京都下水道局企業職員の退職手当に関する規程の規定は、令和三年三月三十一日以後に退職した者に係る退職手当について適用し、同日前に退職した者に係る退職手当については、なお従前の例による。

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号 163-8001

定 価
本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む) 五〇円

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

